

久米島町野生動植物保護条例

(目的)

第1条 この条例は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、沖縄県希少野生動植物保護条例（令和元年沖縄県条例第46号）等の法令及び条例では保護の対象となっていない野生動植物（卵、種子の状態にあるものを含む。以下同じ。）の保護を目的とし、町内の野生動植物を町及び町民等が一体的かつ総合的に保護を図り、町民共有の財産として、将来にわたり子孫に伝えていくとともに、自然環境の保全等を保護する意識を高めていくことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 野生動植物 町に自然に分布・飛来する又はその可能性のある動物及び植物（外来種、産業動物、農作物、ペット及び植栽等を除く。）をいう。
- (2) 捕獲 動物を捕まえることをいう。
- (3) 採取 植物や卵、種子を探ることをいう。
- (4) 殺傷 動物を傷つけることをいう。
- (5) 損傷 植物を傷つけることをいう。
- (6) 移動 持ち出しや運搬をいう。

(責務)

第3条 町は、第1条の目的を達成するために適切な施策を策定し、これを実施するものとする。

(町民及び滞在者の理解を求めるための措置)

第4条 町は、教育活動、広報活動等を通じて、町内の野生動植物の保護について町民及び滞在者の理解を求めるよう、適切な措置を講ずるものとする。

(町民及び滞在者の責務)

第5条 町民及び滞在者は、町内の野生動植物の保護に努めるとともに、町が実施する野生動植物の保護に関する施策に協力しなければならない。

(保護指定区域)

第6条 町は、第1条の目的を達成するために、久米島町全域を保護指定区域と定め、野生動植物の保護を図ることができる。

(捕獲等の許可)

第7条 生息・生育状況調査、学術研究、繁殖又は教育普及の目的で野生動植物の生きている個体の捕獲、採取、殺傷、損傷、又は移動（以下、「捕獲等」という。）をしようとす

る者は、町長の許可を受けなければならない。

(捕獲等の禁止)

第8条 第6条の規定により定められた保護指定区域内においては、何人も野生動植物の生きている個体の捕獲等をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 前条の許可を受けてその許可に係る捕獲等をする場合
- (2) 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等をする場合
- (3) 農用地等の管理に係る捕獲等をする場合
- (4) 道路、施設の設置及び管理に係る捕獲等をする場合
- (5) 町民に害を及ぼす野生動植物の防除に係る捕獲等をする場合
- (6) 町民が非営利の目的その他規則で定める目的で捕護等をする場合
- (7) 第11条で定める野生動植物保護推進員の任務として捕獲等をする場合
- (8) その他、町長が特に必要であると認めた場合

(捕獲等の中止命令)

第9条 町は、前条の規定に違反した者に対して、その行為の中止を命じ、又は原状回復を命じることができる。

(報告)

第10条 町は、保護指定区域内の野生動植物の保護のため必要な限度内において、第7条の規定による捕獲等の許可を受けた者に対し、当該許可を受けた行為の実施状況、その他必要な事項について報告を求めることができる。

(野生動植物保護推進員)

第11条 町は、必要に応じて野生動植物保護推進員（以下「推進員」という。）を委嘱できるものとし、推進員の任務は次のとおりとする。

- (1) 町民や滞在者に対する野生動植物保護に関する啓発活動
- (2) 保護指定区域の巡視による野生動植物保護活動
- (3) その他、野生動植物保護に必要な諸活動

(野生動植物保護推進員の任期)

第12条 推進員の任期は5年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 推進員の再任は妨げない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。